

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                   |
|-------|------------------------|
| 9     | 綾川町 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾川町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県綾川町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 介護保険に関する事務   |
| ②事務の概要   | <p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務を行う。綾川町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務<br/>           ②介護保険料の賦課決定・更正に関する事務<br/>           ③介護保険料の特別徴収に関する事務<br/>           ④介護保険料の減免、猶予に関する事務<br/>           ⑤介護保険料滞納者に係る支払い方法の変更に関する事務<br/>           ⑥要支援認定、要介護認定等に関する事務<br/>           ⑦福祉用具購入費、住宅改修費の支給に関する事務<br/>           ⑧特定入所者介護サービス費の支給に関する事務<br/>           ⑨高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給に関する事務<br/>           ⑩地域支援事業の実施に関する事務<br/>           ⑪保険者事務共同処理業務</p> <p>※当町では、「⑪保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> |
| ③システムの名称   | <p>1 介護保険システム<br/>           2 団体内統合宛名<br/>           3 中間サーバー<br/>           4 伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者との通信環境は専用回線を使用している。</p>  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| <p>(1)宛名特定個人情報ファイル<br/>           (2)介護保険情報ファイル<br/>           (3)伝送通信ファイル<br/>           ・受給者情報異動連絡票ファイル<br/>           ・受給者情報訂正連絡票ファイル<br/>           ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p> |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |
| 法令上の根拠   | <p>(1)番号法 第9条第1項 別表100(介護保険)の項<br/>           (2)番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |  |
| ①実施の有無   | <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>   |
| ②法令上の根拠  | <p>【情報提供の根拠】<br/>           番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表1、2、3、5、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、156、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】<br/>           番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表131、132の項</p>  |

| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
|--------------------------|--|
| ①部署                      | 健康福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 健康福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 健康福祉課<br>〒761-2392<br>香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地<br>TEL：087-876-1113 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 健康福祉課<br>〒761-2392<br>香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地<br>TEL：087-876-1113 |
| 9. 規則第9条第2項の適用           |  |
|                          | [    ]適用した   |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span> |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>                                |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | <p>綾川町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、過去の滅失事案(書棚の整理の際に、職員から提出された特定個人情報が記録された申請書等を綴った文書ファイルの紛失が発覚した事案。年度末の不要文書の廃棄作業の際に、誤廃棄したと思われる。)を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。</li> <li>・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。</li> <li>・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。</li> </ul> <p>を徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> |   |

| 9. 監査   |   |
|---|---|
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発  |   |
| 従業者に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>   |
| 判断の根拠   | 綾川町情報セキュリティポリシーに従い、保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策を講じている。<br>また番号法29条の2(研修の実施)及び綾川町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱第13条(教育研修の実施)に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年計画的に教育研修を実施している。<br>各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。<br>これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。   |

